

議案第 5 1 号

石垣市都市公園条例の一部を改正する条例

石垣市都市公園条例（平成28年石垣市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

種別	名称	位置
街区公園	長崎公園	石垣市字新川2424番
	大川公園	石垣市字大川89番1
	天川公園	石垣市字登野城57番
	あんぐん公園	石垣市字真栄里149番1
	アップル公園	石垣市字登野城905番2
	パイナップル公園	石垣市字登野城629番1
	とうぬすく公園	石垣市字登野城769番1
	貝塚公園	石垣市字登野城592番1
近隣公園	新栄公園	石垣市新栄町3番
	新川公園	石垣市字新川2395番1
	真栄里公園	石垣市字真栄里109番18
	舟蔵公園	石垣市字新川2462番1
運動公園	石垣市中央運動公園	石垣市字登野城1408番1、石垣市字平得439番
風致公園	川平風致公園	石垣市字川平934番1

第 3 条第 2 項の表中「石垣市字登野城 1409 番 1」を「石垣市字登野城 1408 番 1」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び都市公園法（昭和31年法律第79号）第18条に基づき、新規公園の各事項を追加するとともに、条文中の字句の整理に伴い、条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市都市公園条例(平成28年石垣市条例第13号)の新旧対照表

現行			改正後（案）			
(設置)			(設置)			
第3条　公園の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。			第3条　公園の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。			
種別	名称	位置	種別	名称	位置	
街区公園	長崎公園	石垣市字新川2424番	街区公園	長崎公園	石垣市字新川2424番	
	大川公園	石垣市字大川89番1		大川公園	石垣市字大川89番1	
	天川公園	石垣市字登野城57番		天川公園	石垣市字登野城57番	
	あんぐん公園	石垣市字真栄里149番1		あんぐん公園	石垣市字真栄里149番1	
	アップル公園	石垣市字登野城905番2		アップル公園	石垣市字登野城905番2	
	パイナップル公園	石垣市字登野城629番1		パイナップル公園	石垣市字登野城629番1	
	とうぬすく公園	石垣市字登野城769番1		とうぬすく公園	石垣市字登野城769番1	
近隣公園	新栄公園	石垣市新栄町3番		近隣公園	貝塚公園	石垣市字登野城592番1
	新川公園	石垣市字新川2395番1	近隣公園		新栄公園	石垣市新栄町3番
	真栄里公園	石垣市字真栄里109番3			新川公園	石垣市字新川2395番1
	舟蔵公園	石垣市字新川2462番1			真栄里公園	石垣市字真栄里109番18
運動公園	石垣市中央運動公園	石垣市字登野城1409番1、 <u> </u> 字平得439番				
風致公園	川平風致公園	石垣市字川平934番1	運動公園	石垣市中央運動公園	石垣市字登野城1408番1、石垣市字平得439番	
			風致公園	川平風致公園	石垣市字川平934番1	

2 石垣市中央運動公園(以下「中央運動公園」という。)の運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野球場	<u>石垣市字登野城1409番1</u>
陸上競技場	
庭球場	
屋内練習場	
ブルペン	
打撃ゲージ	
多目的広場	
水泳プール	
総合体育館	<u>石垣市字平得439番</u>
相撲場	
第二野球場	

2 石垣市中央運動公園(以下「中央運動公園」という。)の運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
野球場	<u>石垣市字登野城1408番1</u>
陸上競技場	
庭球場	
屋内練習場	
ブルペン	
打撃ゲージ	
多目的広場	
水泳プール	
総合体育館	<u>石垣市字平得439番</u>
相撲場	
第二野球場	